

北海道医療計画 札幌圏域地域推進方針〈案〉の概要

1. 地域推進方針に係る経過・趣旨等

- 平成20年3月に策定した北海道医療計画（～H29）（以下、「道計画」という。）においては、計画の中核をなす疾病・事業それぞれの医療連携体制の構築とその推進について、地域単位で保健所が市町村、医療機関、関係団体、道民等と共に取り組む必要があることから、道計画の策定に合わせ、第二次医療圏の中心となる保健所において、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、円滑に推進するための方針として、圏域ごとに「地域推進方針」を作成しているところでありませす。
また、道計画を平成25年3月に一部改訂したことにより、地域推進方針についても、平成25年8月に見直しを行っているところでもあります。
- 現行の「地域推進方針」の期間は、道計画と同様におおむね5年間としていることから、平成30年度を始期とする新たな道計画の策定と合わせ、第二次医療圏ごとに設置している保健医療福祉圏域連携推進会議において、現行の地域推進方針における目標の達成状況や施策の進捗状況の評価などを行い、この度、新たに難病対策を追加し、5疾病・5事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携体制を構築し、円滑な推進を図るため、第二次医療圏ごとに、新たな「地域推進方針」を作成することとしております。

2. 新たな札幌圏域地域推進方針〈案〉の概要

第1章 基本的事項

第1節 作成の趣旨

- 現行の地域推進方針の期間は、道計画と同様におおむね5年間としていることから、平成30年度を始期とする新たな道計画の策定と合わせ、第二次医療圏ごとに設置している保健医療福祉圏域連携推進会議において、現行の地域推進方針における目標の達成状況や施策の進捗状況の評価などを行い、この度、新たに難病対策を追加し、5疾病・5事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携体制を構築し、円滑な推進を図るため、札幌圏域における地域推進方針を作成します。

第2節 地域推進方針の名称

- 第二次医療圏の名称を「北海道医療計画 札幌圏域地域推進方針」とします。

第3節 地域推進方針の期間

- 道計画の期間に合わせ、平成35年度までの6年間とします。
(平成30年度～平成35年度までの6年間)
ただし、道計画は、在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価などを行い、必要がある場合は計画を変更するものとしていますので、地域推進方針についても同様の取扱いとします。

第4節 地域の現況

- 地勢、気候、人口構造、人口動態、患者の受療動向、医療施設、医療従事者数を記載しています。

第2章 5 疾患・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携の推進

第1節 がんの医療連携体制

- がんを予防するため、地域職域連携推進連絡会などを通じ、地域や職域のがん検診受診率の向上を推進するとともに、「未成年者喫煙防止講座」等の活用や「おいしい空気の施設」の登録<禁煙・分煙施設登録>の推進などにより、受動喫煙の防止対策の推進を図るほか、がん登録医療機関からの登録についても積極的に推進します。
- また、がんに関するサービス、制度について情報を提供します。
- さらに、地域がん診療連携拠点病院である「北海道がんセンター」など8病院、診療連携指定病院である「KKR札幌医療センター斗南病院」など12病院等が地域医療機関と連携を図るとともに、地域リハビリテーション事業者などが、維持期、在宅等における医療連携体制の強化を図るほか、地域ニーズにあったクリティカルパスの導入を推進します。
- 新たに、数値目標等を設定するとともに、訪問看護ステーションの役割を記載しております。

第2節 脳卒中の医療連携体制

- 発症を予防するため、特定健康診査・特定保健指導の必要性を周知するとともに、ポピュレーションアプローチの推進を図るほか、地域リハビリテーション事業の連携や、地域ニーズにあったクリティカルパスの導入を推進し、医療連携体制の構築を図ります。
- 新たに、数値目標等を設定するとともに、訪問看護ステーションの役割を記載しております。

第3節 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制

- 発症を予防するため、特定健康診査・特定保健指導の必要性を周知するとともに、ポピュレーションアプローチの推進を図るほか、地域ニーズにあったクリティカルパスの導入を推進し、医療連携体制の構築を図ります。
- 新たに、数値目標等を設定するとともに、訪問看護ステーションの役割を記載しております。

第4節 糖尿病の医療連携体制

- 発症を予防するため、特定健康診査・特定保健指導の必要性を周知するとともに、ポピュレーションアプローチの推進を図るほか、地域ニーズにあったクリティカルパスの導入を推進し、医療連携体制の構築を図ります。
- また、重症化を予防するため、治療内容にあった糖尿病専門医療機関の情報提供を進めます。
- 新たに、数値目標等を設定するとともに、訪問看護ステーションの役割を記載しております。

第5節 精神疾患の医療連携体制

- うつ病、認知症や高次脳機能障害などの精神疾患の予防や理解のため、精神保健福祉センターなど関係機関の連携により研修や相談支援を充実するとともに、地域の精神病院や地域生活支援センターなどが連携し、入院患者の地域生活への移行や地域定着を支援します。
- また、保健医療福祉の関係機関の連携により自殺対策の推進を図るとともに、認知症疾患医療センターや精神科救急医療制を充実するほか、乳幼児検診時に発達障害児の早期発見を図ります。
- 新たに、数値目標等を設定するとともに、訪問看護ステーションの役割を記載しております。

第6節 救急医療体制

- 医師会や医療機関の協力により、在宅当番医制などの初期救急体制から病院群輪番制や救急告示などの二次救急医療医療体制を充実するとともに、消防機関、医療機関の連携のもと、メディカルコントロールに基づく病院前救護体制を充実するほか、救急医療機関や救急車の適切な受診や利用について啓発を行います。
- 新たに、数値目標等を設定するとともに、訪問看護ステーションの役割を記載しております。

第7節 災害医療体制

- 本年9月に発生した胆振東部地震、及びそれに伴う道内全域にわたる停電＜ブラックアウト＞等の教訓を踏まえ、円滑な医療救護活動ができるよう関係機関の連携体制を随時確認するとともに、災害に備え、DMA T等の派遣体制など災害拠点病院の機能を確保するほか、医療機関での広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用を促進します。
- 新たに、数値目標等を設定するとともに、訪問看護ステーションの役割を記載しております。

第8節 へき地医療体制

- 市町村と診療所が連携してへき地の住民の保健衛生の向上に努めるとともに、診療機能の確保のために、医師の派遣や中核的な病院との医療連携を強化します。
- 新たに、数値目標等を設定するとともに、訪問看護ステーションの役割を記載しております。

第9節 周産期医療体制

- 総合周産期母子医療センター(市立札幌病院)が、圏域内の医療機関の連携体制の構築や医療技術の向上を促進するとともに、医療機関が連携して助産師外来の開設を進めるほか、NICU等の病床確保を進めます。
- 新たに、数値目標等を設定するとともに、訪問看護ステーションの役割を記載しております。

第10節 小児医療体制(小児救急医療を含む)

- 小児科医療を行う医療機関の維持・確保のため、病状に応じた適切な医療機関への受診を促すとともに、小児救急電話相談事業等の活用により小児科医師の負担軽減等を進めます。
- 新たに、数値目標等を設定するとともに、訪問看護ステーションの役割を記載しております。

第11節 在宅医療の提供体制

- 在宅医療を担う医療機関(医科・歯科)、薬局、訪問看護ステーションの整備を促進するとともに、在宅医療・介護連携の推進が図られるよう、市町村における地域包括ケアシステム構築に向けた支援や多職種の連携体制の構築に努めるほか、住民に対して、かかりつけの医師・歯科医師・薬局の必要性等在宅医療の普及啓発に努めます。
- また、在宅ケアを担う人材を育成するため、医師など多職種による在宅チーム医療の研修を行うとともに、多職種の調整等を行う訪問看護職員の確保と看護の質の向上に努めるほか、訪問看護事業所のネットワーク化を進めます。このほか、在宅における口腔ケアの充実や適正な服薬の推進のため、「お薬手帳」の普及や薬剤管理指導の促進を図ります。
- 新たに、数値目標等を設定するとともに、訪問看護ステーションの役割を記載しております。

第12節 難病の医療連携体制

新規

- 指定難病や特定疾患、小児慢性特定疾病の医療費助成制度が円滑に利用されるよう周知を図るとともに、住み慣れた地域で生活が維持できるよう相談や訪問支援等の個別支援の充実を図ります。
- 支援関係者が難病の特性や支援のあり方について、身近な地域で学ぶことができる機会を提供するとともに、圏域における難病対策地域協議会において、実態の共有を図り、地域支援体制の構築に向けた検討を行います。
- 新たに、訪問看護ステーションの役割を記載しております。

第3章 医療の安全確保とサービスの向上

新規

第1節 医療の安全対策

- 医療の高度化・専門化が進展する中、住民が安心して医療が受けられる体制整備が一層必要となっていることから、医療機関や薬局において、それらの医療の安全

等が確保されるよう、立入検査などの機会を活用し、必要な助言指導を行います。

第4章 地域推進方針の進行管理等

新規

第1節 目標達成のための推進体制と関係者の役割

- 本推進方針は、住民・患者の方の視点に立ち、行政機関、病院・診療所や歯科診療所、薬局及び訪問看護ステーションなどの医療提供者、医師会などの関係団体及び住民が、医療提供体制の確保に向け、それぞれが連携を図りながら、本推進方針を着実に推進します。

第2節 地域推進方針の進行管理

- 本推進方針を効果的かつ着実に推進するためには、各施策等の進捗状況や数値目標の達成状況の評価を「札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議」において毎年度行い、評価結果に基づき必要があると認めるときは、本推進方針の見直し等について検討します。

資料編

- がん、脳卒中、急性期心筋梗塞及び精神疾患に係る医療機関一覧など
- 救急医療、周産期医療、小児救急医療、在宅医療に係る医療機関一覧など